

中国の「船舶による海洋汚染防止および管理規則」について (2)

2020年2月発行のクラブ回覧文書L.343において、中国の船舶による海洋汚染防止および管理規則、ならびに (a) 汚染貨物および危険貨物をばら積みで輸送する船舶、または (b) 10,000総トン以上のその他すべての船舶の船主／運航者は、中国に入港する前、または中国沿岸から20海里以内の港外で積荷、揚荷、船舶間の積替え (STS) を行う前に、油濁清掃業者 (SPRO) との油濁清掃契約締結が必要であることをお知らせしました。

先にご案内したように、中国海事局 (MSA) は最近新たに「船舶油濁対応体制に関する契約の管理対策」を発表しました。同対策は2020年3月1日に発効しました。

その後、この管理対策について中国および中国海事局のインターナショナル・グループ (IG) アドバイザーから詳細とフィードバックがありました。

それによれば、次のいずれの場合もSPRO契約は不要であることが明確にされました。

- 1) バラストまたは規則書に記載されていない液体貨物をばら積みで積載している 10,000 総トン未満の船舶
- 2) クリーンな燃料を使用するすべての大きさの船舶で、(i) ばら積みでない液体貨物を運ぶ (その液体が規則書に記載されている場合でも)、または (ii) デイレクトリに載っていないばら積みの液体、または (iii) 非液体 (すなわち、固体) 貨物の運搬。

オイルフェンスは、特に、規則書に記載された貨物を 300 mt以上積み込み、荷揚げ、移送する場合にのみ必要となります。

なお、規則書 (中国語) は以下の中国海事局の Webサイトでご覧いただけます。

<https://www.msa.gov.cn/html/xxgk/tzgg/wgfw/20190611/5B82B390-ADCD-4A6C-A480-3DA130B560DA.html>

誤解を避けるために、上記の (1) または (2) に該当する船舶を除き、どのような貨物が積載されているかにかかわらず10,000 GTを超えるすべての船舶は、改正SPROテーブルに記載されている第11条の要件にしたがってSPRO契約を結ぶことが求められていることにご留意ください。

ご不明な点がありましたら、SPROと契約する前に当クラブにお問い合わせください。

インターナショナル・グループ (IG) の全クラブが同様の回覧文書を発行しています。